

COVID-19

保育施設等における

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

1 新型コロナウイルス感染症の基礎知識

2 感染拡大防止対策

施設で行う感染対策

職員の皆さんにお願いしたいこと

保護者の方をお願いしてほしいこと

3 陽性者等が発生した際の対応

4 保育料等の取り扱い

5 参考資料

相談窓口

関連ウェブサイト

郡山市こども部保育課

Ver.2

R4.8.3

1. 新型コロナウイルス感染症の基礎知識

Q.新型コロナウイルスとはどのようなウイルスですか

新型コロナウイルス（SARS-CoV2）はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」ウイルスが含まれます。ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われており、時間がたてば壊れてしまいます。

Q.新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。

Q.感染した人から感染する可能性があるのはいつまでですか

発症の2日前から発症後7～10日間程度他の人に感染させる可能性があるとされています。特に、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）からも、感染する可能性があります。

Q.感染するとどのような症状がでますか

多くの症例で発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感などがみられます。下痢や嘔吐などの消化器症状の頻度は多くの報告で10%未満です。

Q.診断するための検査にはどのようなものがありますか

PRC 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被験者の細胞内にウイルスが存在しているかどうかを調べるための検査です。なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。

参考：厚生労働省 HP Q&A

2. 感染拡大防止対策

施設で行う感染対策

施設内での感染拡大を可能な限り防ぐため、以下の対策をお願いします。



咳エチケット・マスクの着用

新型コロナウイルスは無症状や軽症のこともあり、感染に気付かず知らないうちに周囲にウイルスを拡散していることもあります。唾液や鼻汁の飛沫飛散を防止し、他者への感染を防ぐためにマスクを着用しましょう。

職員	<ul style="list-style-type: none">● マスクの着用を推奨します。マスクの素材は、不織布が最も高い効果を発揮します。人との距離が2m以上確保でき、会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要ありません。● 飲食等でマスクを外すときは、なるべく会話をしないようにしましょう。● 熱中症に十分注意し、屋外で人との距離が2m以上取れる場面では、外すことも可能です。
子ども	<ul style="list-style-type: none">● 厚生労働省は、2歳未満の着用は窒息や熱中症のリスクがあることから推奨しないこと、また2歳以上であっても周囲の大人が子どもの体調に十分注意を行ったうえで着用することとしています。着用が難しい場合には無理して着用させないようにしましょう。● WHOは、5歳以下の子どものマスク着用を義務付けるべきでないとし、咳や鼻水など症状がある場合には可能な範囲でマスクを着用するように勧めています。
その他	<ul style="list-style-type: none">● 送迎時の保護者や、施設に出入りする業者等にも、マスク着用を協力してもらいましょう。



こまめな換気

換気は2方向の窓を開けて行いましょう。冷暖房中でも換気は必要です。

1時間に2回、3～5分換気するか、窓を5～10cm開けたままにします。



手指衛生の徹底

流水と石けんによる 30 秒以上の手洗い、もしくは 70%以上濃度のアルコール消毒液を 15 秒以上擦り込むことで、手指の衛生を保つようにしてください。

手洗いは、手洗いの方法のポスターを表示するなどして、子どもたちも正しく行えるようにしましょう。手洗いが困難な時は、アルコール消毒液で手指消毒をします。手洗い後に手をふく際には、ペーパータオルを使用しましょう。

手指衛生が必要な場面は下表のとおりです。

職員	<ul style="list-style-type: none">● 出勤時（施設に入ってからすぐ）● 保育室に入る前● 飲み物や食事、おやつを準備する前後● 食事介助の前後● おむつ交換や排泄介助後● 鼻水やよだれ、血液など体液に触れた後● 戸外活動の後● 休憩の前後
子ども	<ul style="list-style-type: none">● 登所時（施設に入ってからすぐ（保護者も））● 飲み物や食事、おやつの前後● トイレを使用した後（おむつ台などに触れた後）● 鼻水やよだれが手に付着している時● 戸外活動や動物、昆虫、植物に触れた後
その他	<ul style="list-style-type: none">● 送迎時の保護者や、施設に出入りする業者等にも、外部から施設内に入る際に、アルコール消毒液で手指消毒をしてもらいましょう。



施設やおもちゃの消毒

基本的な消毒は、次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.05%）または消毒用アルコール（濃度 70%以上）で行います。

飛沫や嘔吐物、便で汚染された場所や、感染した可能性のある者が使用したトイレは、次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.1%）で消毒します。

【環境消毒】

1 日 1~2 回は、高接触部位（ドアノブ、取っ手、電気のスイッチ、ロッカー、入力のためのタブレット端末やペン、子どもが使用する机や椅子、手すり、トイレの水洗レバー、エレベーターのボタン、水道の蛇口等、不特定多数がよく触れる場所）の消毒を行ってください。

【おもちゃ】

布製のおもちゃは、洗濯洗剤で洗い、洗えない物は、消毒液で拭きあげます。すぐに使用せず、乾いてから使用しましょう。



検温・健康チェック

以下のポイントに注意して健康管理を行い、聞き取った内容は記録しておきましょう。

【職員】

- 出勤前に体温測定をする。
- 発熱、呼吸器症状（咳、鼻水等）、倦怠感、頭痛、下痢、味覚・嗅覚異常等の症状がある場合は、出勤せずに受診する。
- 前日に発熱、呼吸器症状等があった場合は、出勤前に職場に連絡し、職場の指示に従って受診等をする。解熱後 24 時間が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでの間は出勤しない。
- 自己の行動記録や接触者の記録をする。

【子ども】

- 登所前もしくは登所時に体温測定をする。
- 受け入れ時に、自宅での発熱や呼吸器症状等の有無を確認する。
- 同居家族にも同様の症状がないか確認する。
- 登所後に発熱や呼吸器症状等が認められた場合は、降所を依頼する。
- 解熱後 24 時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間は登所しない。

【その他】

- 来訪者（保護者や業者等）は入室前に、体温測定と呼吸器症状等の確認をする。
- 来訪日時、来訪者名、会社名、体温と呼症状等の記録をする。
- 発熱や呼吸器症状等がある場合及び解熱後 24 時間経過していない場合は、来所を断る。

施設での感染対策について、詳細は以下のガイドライン等で確認してください。

「保育所における感染症対策ガイドライン 2018 改訂版」 厚生労働省

「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第 3 版（2021.6）」

全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会

「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き第 3 版（2022.4.18）」

小児感染症学会 新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ

職員の皆さんにお願いしたいこと

万が一感染してしまった場合の影響の大きさを考え、日常生活においても感染対策の徹底をお願いします。

	基本的な感染対策	日常生活においても、マスク・手洗い・換気の基本的な感染対策を行ってください。
	三密の回避	3つの密（密閉・密集・密接）を極力避けてください。特に飲食が伴う場面では感染のリスクが高まります。
	体調管理	自身の体調管理に努め、発熱や風邪症状がある場合は出勤を控えてください。

保護者の方をお願いしてほしいこと

毎日のお子さんの検温とともに、以下の取り扱いをお願いします。

 登園(所)不可	<ul style="list-style-type: none">● 発熱や呼吸器症状がある場合（解熱後 24H 以上経過するまで）● 児童または同居家族が陽性者となった場合（保健所指示期間）● 児童が濃厚接触者となった場合（自宅待機期間）● 児童が PCR 検査を受ける場合（結果が分かるまで）
 登園(所)自粛	<ul style="list-style-type: none">● 児童の同居家族が濃厚接触者となった場合● 児童の同居家族が PCR 検査を受ける場合 （職場の方針等で定期的に PCR 検査を受ける場合は除く）

いずれの場合も必ず保育所に報告を！

（注）自粛はあくまでお願いです。強制にならないよう注意してください。

3. 陽性者等が発生した際の対応

保健所の方針により、以下の取り扱いへ変更となります。(令和4年8月4日から適用)

児童や職員の「同居家族」が濃厚接触者 or PCR 検査受検

児童(職員)は登園(所)することができますが、自粛の協力が得られる場合にはお休みしてもらってください。

公立保育所の場合、同居家族が濃厚接触者となった職員は、その家族と同じ期間自宅待機となります。

- ① 保護者等からの連絡
- ② 自粛の協力が得られるか確認 (決して強制はしない)
- ③ PCR 検査受検の場合には、後日結果確認

保育課への連絡は不要です。

児童や職員の「同居家族」の陽性判明

児童(職員)は濃厚接触者となるので、家庭内で感染対策をした翌日から 5 日間(※)は登園(所)できません。ただし、2 日目及び 3 日目に抗原定性検査キットで陰性を確認した場合は、3 日目の確認後から解除となります。

- ① 保護者等から連絡
- ② 状況(経緯、自宅待機期間等)を確認
- ③ その児童(職員)が施設にいる場合は速やかに帰宅させる
- ④ 児童(職員)が触れた場所を消毒

※ 自宅待機期間は家庭内で感染対策をした翌日から 5 日間のため、母子分離が難しい乳幼児の母が陽性の場合、陽性者(母)の療養解除日(10 日目安)の翌日から 5 日間となります。

保育課への連絡は不要です。

児童や職員「本人」が PCR 検査受検

発熱等で PCR 検査を受けた場合は、検査結果が陰性であれば、解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となった時から登園(所)できます。

- ① 保護者等から連絡
- ② 状況(経緯、医療機関、受検日等)を確認
- ③ 後日結果確認

保育課への連絡は不要です。

児童や職員「本人」の陽性判明

児童(職員)は療養期間中登園(所)できません。重症化リスクが低い場合、保健所からの個別の連絡はなく、自動的に自宅療養となります。症状がある場合、療養期間は発症日翌日から 10 日間、症状がない場合、検体採取日翌日から 7 日間となりますが、症状により日数が延びる場合もあります。

保健所の方針により、施設での濃厚接触者の特定は不要となりましたが、陽性者が出た都度、保育課へ報告してください。

- ① 保護者等から連絡
- ② 状況(経緯、PCR 検査結果判明日、発症日等)を確認
- ③ コロナ陽性者報告様式に入力し、保育課の各担当係へメールで送付（電話連絡は不要）

※ メールタイトルは「コロナ陽性者報告（〇〇保育園）」としてください。

※ メールの送り先は以下のとおり

公立保育所：保育所管理係（hoiku-kanri@city.koriyama.lg.jp）

民間認可：保育事業支援係（hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp）

認可外保育施設：保育認定係（hoiku-nintei@city.koriyama.lg.jp）

幼稚園：保育料係（hoiku-hoikuryou@city.koriyama.lg.jp）

- ④ 保護者へ周知

施設内で陽性者が出たことを保護者へお知らせしてください。施設内での濃厚接触者の特定はしないため、お迎えの依頼等は不要です。原則として通常通りの保育となりますが、同じクラス内で陽性者が 3 名以上出た場合のクラス閉鎖取り扱いは当面の間継続となる見込みのため、状況に応じて保育課へご相談ください。

4. 保育料等の取り扱い

認可保育施設入所者の保育料減免

月額保育料を日割りし、利用しなかった日数分の保育料を還付します。

【対象者】

認可保育施設に入所している児童で、以下の理由で登園(所)しなかった方（無償化対象の児童や月額保育料が0円の児童は対象外）

- 新型コロナウイルス感染者の発生等により施設が臨時閉鎖した
- 緊急事態宣言等を受け、市の要請により保護者が登園(所)を自粛した
- 利用児童が新型コロナウイルスに感染し、または濃厚接触者となり、登園(所)停止となった
- 利用児童の同居者が新型コロナウイルスに感染し、または濃厚接触者となり、登園(所)を自粛した

※ 申請手続等詳細については、保育課保育料係にお問い合わせください。

認可外保育施設入所者への協力金

月額保育料を日割りし、利用しなかった日数分の保育料相当額を協力金として支給します。

【対象者】

認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）に入所している0～5歳児（郡山市民）で、以下の理由で登園（所）しなかった方（無償化対象の児童は上限額を超える部分の保育料を自己負担している場合のみ対象）

- 新型コロナウイルス感染者の発生等により施設が臨時閉鎖した
- 緊急事態宣言等を受け、市の要請により保護者が登園(所)を自粛した
- 利用児童が新型コロナウイルスに感染し、または濃厚接触者となり、登園(所)停止となった
- 利用児童の同居者が新型コロナウイルスに感染し、または濃厚接触者となり、登園(所)を自粛した

【対象期間】

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 申請手続等詳細については、保育課保育事業支援係にお問い合わせください。

5. 参考資料

相談窓口

- 受診・相談センター（感染が疑われる方）

0120-567-747

平日・休日問わず 24 時間対応

新型コロナウイルスに感染した疑いがある方が診療体制の整った医療機関を確実に受診できるように調整する専用の相談窓口です。

- 一般相談（健康や感染に不安のある方）

0120-567-177

平日 8:30～21:00 休日 8:30～17:15

- 郡山市こども部保育課（施設の運営について）

024-924-3541



関連ウェブサイト

- 新型コロナウイルス感染症ポータル（郡山市）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/covid19/index.html>

- 新型コロナウイルス感染症関連情報ポータル（福島県）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

- 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html